第二十九条の二の二第一号中「第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」を「第四十条の六第二十項中「同項に規定する農用地利用集積等促進計画」に改め、「「同条第八項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」と、「同条第一項」とあるのは「同項」と、「農用地利用集積計画に」とあるのは「農用地利用集積等促進計画に」と」及び「及び第二十四項第一号ロ」を削り、「同項に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「農用地利用集積等促進計画」を「係る同項に規定する」とあるのは「係る」に改める。

（法人税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第十八条の四第二項中「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

第十八条の五中「第三十一条」を「第三十一条第一項及び第二項」に、「同条第一項及び第二項」を「これらの規定」に、「前条第三項第九号」を「前条第三項第八号」に改める。

第十九条第四十項の表租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号の項を削り、同表租税特別措置法第六十五条の十第一項第三号の項中「第六十五条の十第一項第三号」を「第六十五条の十第一項第二号」に改める。

第二十二条の四第一項中「第三十九条の四十三第五項第一号」を「第三十九条の四十三第六項第一号」に、「第三十九条の四十三第五項第二号」を「第三十九条の四十三第六項第二号」に改める。

第二十三条の四第二項中「同項第九号」を「同項第八号」に改める。

第二十三条の五中「同条第一項及び第二項」を「これらの規定」に、「前条第三項第九号」を「前条第三項第八号」に改める。

第二十四条第四十項の表租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第二号の項を削り、同表租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第三号の項中「第六十八条の八十一第一項第三号」を「第六十八条の八十一第一項第二号」に改める。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二の二の改正規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十八号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第二十八条第十一項及び第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四条の六の二第十二項第二号」を「第四条の六の二第十三項第二号」に改め、同条第二項中「第四条の六の二第十二項第一号」を「第四条の六の二第十三項第一号」に改める。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第四条の六の二第十二項第一号」を「第四条の六の二第十三項第二号」に、

第四条の六の二第十二項	法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令
第四条の六の二第十三項	法第九条の三の二第三項により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項第一号に規定する政令

を

第三十三条第一項の規定替えて適用される法第九第三項第一号に規定する	
十三条第一項の規定て適用される法第九項第一号に規定する	

に、「第四条の六の二第十二項第二号」を「第四条の六の二第十三項第二号」に、

第四条の六の二第十六項	
法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
第十二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号
第四条の六の二第十八項	
法第九条の三の二第六項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第六項
所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額
第十二項第一号	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第十二項第一号
同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項
金額に	金額又は特別措置法第二十八条第三項の規定により控除された金額に
第四条の九第六項	同令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第六項

を